

依頼論文

ユダヤ系ディアスポラとイスラエルの経済発展

——「スタートアップ・ネーション」の移民政策

井口 泰 関西学院大学教授

キーワード：ディアスポラ，帰還法，イノベーション

本稿は、ユダヤ系ディアスポラ（離散した民）の歴史を踏まえ、グローバル化したディアスポラとイスラエルの移民政策が、経済発展に与えた影響を明らかにすることを目的とする。同国の移民政策は、1950年の帰還法を基礎とし、ユダヤ系ディアスポラには制限なく国籍を付与した。そして、米国のユダヤ系組織からの支援を背景に、建国後、第1の大量移民の時代を乗り越えた。また1990年代以降、旧ソ連邦解体に伴う第2の大量移民が発生したが、情報通信に関する技術革新に米国からの直接投資が合流し、急速な経済発展が実現した。この2つの時代では、大量移民受入れ及び米国からの資金流入の意味は大きく異なる。21世紀の現代は、イスラエルへの移民はシオニズムだけに由来するのではなく、ビジネス・チャンスやイノベーションが牽引力となる。同時に、知恵と教養を身に付け生き延びたユダヤ人の優位性が基盤となっている。これらは、グローバル化の時代の人材開発・受入れや、ディアスポラを視野に入れた移民政策へ多くの示唆を与える。

1 はじめに

(1) 研究の目的と方法

本稿は、ユダヤ系のディアスポラ（diaspora：本国から離散した民を意味する）が、イスラエル経済の発展に及ぼしている影響を、現地調査を基礎に解明するとともに、グローバル化が進む世界における各国の移民政策のあり方を、イスラエルの実験を基礎に、国際比較の視点からも考察することである。

ユダヤ民族は過去3000年の歴史において、しばしば民族の離散を経験した。そのグローバル化が進んでいるのは、この民族が多くの深刻な悲劇を経験した結果である。現代では、全ての民族に用いられるディアスポラという用語は、本来、そのような意味をもっている（Cohen R., 2008: 21-37）。

こうした歴史的な宿命から、ユダヤ民族は生き抜くための知恵と強い精神を継承した。移住した

国の社会に同化することがあっても、現代まで、高い創造的なエネルギーを維持してきた。世界人口の0.2%にすぎない広義のユダヤ人が、自然科学分野におけるノーベル賞受賞者の5分の1を占める事実が、その証左とされてきた（大澤，2013：150-152）。

1948年に中東パレスチナ地域に建国されたイスラエルは、常にアラブ諸国との軍事的衝突の危機を抱え、周辺国の禁輸措置による制裁に耐え、その人口は800万人を超えた。それを支えたのは、アメリカに移住したディアスポラの膨大かつ継続的支援である。

1950年に制定されたイスラエルの帰還法は、世界中で安全な居住の場所を失い、難民化したユダヤ人とその子孫や家族に対して、安全な場所を提供する。同時に、日常語としてのヘブライ語を復活し、ユダヤ教の伝統を現代に生かす空間を得た。

わが国では、多くの人々が、イスラエルは危険な国と考え、通商関係や科学技術協力ばかりか、渡航さえも躊躇する傾向がある。これは大きな誤解に基づいている。中東地域は、安全保障面のリスクは高いが、イスラエルは、そこに「安住の地」を生みだすために建国されたのである。

1990年代以降、イスラエルへの移民流入は、解体した旧ソビエト連邦からのユダヤ人の移住が中心で、そのおおよそ3分の1が科学技術者である。同時に、中東諸国やアフリカ諸国からの難民流入の圧力は極めて高い。国内ではアラブ系住民だけでなく、正統派ユダヤ教徒がじわじわと増え、これらの人々の社会的統合に困難をきたす恐れもある。

イスラエルの経済発展は、「スタートアップ・ネーション」という呼称で代表される。もともと産業のなかった地域であり、誰かに雇用されることより、自ら起業して雇用を生み出すことに熱意を持つ人々が集まる。また、知恵や知識を重んじる伝統が、ソフトウェアや電子部品など、輸送に支障の少ない製品の開発において生かされ、アメリカから投資を呼び込み、対欧米輸出を増加させ、イスラエルを高所得国の一つに押し上げた（セノール D.; ジンゲル D., 2009: 20）。

しかし、イスラエルを訪れるとわかるように、この国は公的なインフラ整備や生活空間の改善に関し、まだまだ課題を残している。

本稿では、地政学的な制約とユダヤ人の伝統に加え、科学技術と起業の結びつきやすい風土の形成が、グローバル経済におけるイスラエルの経済発展を支える鍵と考えて、幾つもの仮説を検証する。ユダヤ民族は、多くの迫害の歴史から、古くからグローバル化を余儀なくされた。その経験は、経済のグローバル化の進展するなか、われわれの生きる途と、移民政策の新たな可能性を示唆していると考えからである。

そこで、第1に、世界全体のユダヤ人とユダヤ系ディアスポラの状況を、その定義に注意しながら、北米及びイスラエルの諸研究機関の推定や報告を用いて、可能な限り正確に把握する。また、中近東における周辺アラブ諸国の禁輸措置がイスラエル経済に与えた影響や、経済的のみならず、人的にも結びついたアメリカとの強固な関係を、イスラエル及び国際機関のデータや分析を基礎に実証的に明らかにする。

第2に、1948年の建国以来のイスラエルの移民受入れと、その社会的統合を円滑に進める施策が、海外のディアスポラから支援を受け、どのように機能したかを解明する。

特に、アメリカとイスラエルに拠点をおく「イスラエル支援ユダヤ機構（Jewish Agency for

Israel), や「アメリカ・ユダヤ共同分配委員会 (American Jewish Joint Distribution Committee)」での聴き取りや資料を通じて検討する¹⁾。

また、連邦崩壊以降に増加したロシア系ユダヤ人について、特に、科学技術者を含む高度人材の移民という特徴を踏まえて、イスラエルで自立する上で生じる諸問題と併せ、周辺地域からの難民流入や正統派ユダヤ人など、社会統合が困難な人々の増加への対応策を、現地調査を通じて明らかにする。

このため、イスラエル政府の移民・社会統合省 (Ministry of Immigrant Absorption) での聴取りと入手した資料²⁾に加え、テルアビブ-ジャファ地域の「外国人労働者のための支援・情報センター (Mesila)」の現地調査³⁾の結果などを活用する。

第3に、以上を踏まえ、イスラエルが、「スタートアップ・ネーション」と呼ばれるまでに起業文化に優れるとされる原因を考察し、最後に、グローバル経済におけるディアスポラの役割を考えながら、わが国における新たな移民政策の可能性を論じる⁴⁾。

(2) ユダヤ系ディアスポラの歴史

紀元前6世紀のバビロニアによるユダ王国の崩壊後、バビロニアやエジプトに存在したユダヤ人社会が、最初のディアスポラの社会とされる。古代イスラエル国家の民を共通の祖先とし、民族的、文化的、知的伝統と宗教に結ばれた民であることを意識した (シェインドリン R. P., 1998)。

また、紀元70年のエルサレムの宮殿破壊後、パレスチナの地をユダヤの民は、南イタリアに移住した。8世紀には、中部ヨーロッパのライン川沿いの地域 (アシュケナジ) に植民した。また別のグループは、イスラム帝国の勃興とともに、スペインの地域 (セファルディ) に移住した。ユダヤ系のディアスポラの社会は、大きくこの二つの集団に分かれて、生き延びた。両者は、エルサレムの聖墳墓奪還を目指す十字軍が組織される11世紀までは、比較的平穏に、欧州や北アフリカなどで暮らしていた (シェインドリン R. P., 1998 : 142-147)。

しかし、十字軍の、非キリスト教徒に対する弾圧だけでなく、「キリストを殺した」かどで、ユダヤ人に対する迫害は、欧州全域で厳しさを増した。キリスト教の力が増すにつれ、ユダヤ系ディアスポラは、キリスト教社会から締め出され、移住を余儀なくされた。こうしたなか、識字能力と教養は生存のために不可欠となっていた。

古代以降、ユダヤ系ディアスポラの典型的職業は、商人と並んで医師であった。特に、イスラム教徒が支配したイベリア半島では、医師のみならず、外交官や官僚などに登用された。キリスト教世界でも、宮廷医はユダヤ系が通例であった。

西欧のユダヤ系ディアスポラは、イタリアで開設された大学で学ぶことが許された。特に、医師としての信頼を勝ち得ることで、ユダヤ人として生きていくことができた (シェインドリン R. P., 1998 : 209)。

中世においては、カソリック教会は、利息をとって金融業を行うことを禁止した。しかし、ユダヤ人は規制を受けなかったため、高利貸のレッテルを貼られるようになる。

当時の金融業は債務不履行のリスクが高く、利息は現在の常識をはるかに上回る高いもので、ユ

ダヤ金融商は、不当で悪徳な人間と見做されるようになった。

14世紀に欧州を襲った疫病では、借金を棒引きにするためにユダヤ人を迫害し、略奪し、虐殺するケースが欧州各地で起こった。

迫害が契機となって、各都市に、ユダヤ人居住区 (ゲットー) がつくられ、キリスト教徒の世界と分断された。これが、ユダヤ教とユダヤ文化の独立した発展を可能とし、シナゴグがあり、知恵や博識こそユダヤ人の生きる途となる。ゲットーでは、夜になると施錠され、キリスト教の聖日や祝日も、外部との交流は禁止された (シェインドリン R. P., 1998 : 215)。

神聖ローマ帝国の皇帝は、ユダヤ人を保護下におくという名目で、ユダヤ税、人頭税など、ユダヤ人に対し多数の徴税権を確保した。また、皇帝はしばしば、直轄都市や諸侯に対し、ユダヤ人への債務を免除する命令を発した。

1492年、フランスでは、欧州で最初のユダヤ人追放令が出され、ユダヤ人は東方に移動することを余儀なくされた。

16世紀以降、30年戦争をはじめ欧州域内の大規模な戦争は、ユダヤ人の経済的支援を受けないものは一つとしてなかったという。西欧諸侯は、ユダヤ人の金融とネットワークに依存した。それは、カソリックの諸侯も、プロテスタント諸侯も同様だった。戦費や武器・弾薬等の調達に活躍したのが、ロートシルト (英語のロスチャイルド)、オッペンハイマー、ウエルトシルトなど宮廷ユダヤ人であった (シェインドリン R. P., 1998 : 225-226)。

17世紀には、オスマントルコを迎え撃った際、ハプスブルク家は、オッペンハイマーを通じて最新兵器を短時間に調達し、オスマントルコ軍に対する優位を確保した。

プロイセンのフリードリヒ大王とハプスブルクのマリアテレジアの「7年戦争」でも、戦費調達のため、ユダヤ人銀行家が銀の含有量を4分の1とする改鋳を行い膨大な富を得た。

絶対君主の命令による王宮建設などの巨額の資金を調達する必要があると、ユダヤ金融業者が金銀通貨の改鋳を請け負った。これが、ユダヤ人に対する嫌悪の念をかきたてる結果をもたらした。財政的に窮乏した王家や諸侯は、膨大な債務と高い利息を払いきれなくなると、最後には、借金を踏み倒し、ユダヤ人を死刑に処したこともあった。

都市のゲットーのなかに閉じ込められていたユダヤ人の内部から、解放運動が起きた。18世紀には、ナポレオンが欧州各地に進行し、ユダヤ人解放令が出された。ユダヤ人に対し、差別が廃止され、就学義務が適用された。東欧諸国では、イーディッシュ語 (ユダヤ系のドイツ語方言のこと) から転換する教育改革が起きた。

19世紀になると、知恵と教養への愛着の強いユダヤ人は大学に殺到し、驚愕の目で受け止められた。ユダヤ人は、カソリック、プロテスタント以上に、ギムナジウムへの進学率は高かった。私立の銀行の多くはユダヤ系で、向上心に燃える人々に多額の資金を提供した。しかし、ユダヤ人への偏見と差別はなくならず、教養を身に付け自立するしかなかった (シェインドリン R. P., 1998 : 247)。

20世紀になって、アメリカは、欧州や中南米からの移民の自由入国を廃止した。有色人種への嫌悪感や差別意識に加え、世界不況が重なり、1920～30年代は、自発的な移民が世界的に制限さ

れた。また、帝政末期のロシアと創設後のソビエト連邦では、ユダヤ人の大量殺害（ボグロム）が繰返し発生した。東欧にいた250万人が、1881年から1914年までに西欧に流入し、そのうち100万人は、北ドイツ経由でアメリカ移住した。さらに、西欧での同化又は共生に失望したユダヤ人から、シオニズム運動が発生する（シェインドリン R. P., 1998:260）。

1933年ドイツで、ユダヤ人撲滅を政策に掲げるヒットラーが政権を掌握した。危機を察知した6万人以上のユダヤ系ドイツ人科学者や専門家がアメリカに流出し、戦後の科学技術におけるアメリカの優位な地位が築かれた（大澤, 2013:147）。

欧州にとどまらざるを得なかった6百万人以上のユダヤ人は、強制収容所に送られて殺害された（ホロコースト）。その結果、安全な母国を有しないディアスポラであるユダヤの民のシオニズム運動は急速に高まった。

戦後、ユダヤ系アメリカ人の支援を受け、アラブ諸国と対立が続くなかで、1948年イスラエルが建国され、イスラエルへの大量移住が開始された。また、1990年、ソ連邦崩壊に伴い、ユダヤ系ロシア人のうち100万人はイスラエルへ、60万人はアメリカに向かった。

2 イスラエルの経済発展とディアスポラの現状

(1) イスラエルの経済発展の特異性

独立当初のイスラエルの人口は、80万人程度にすぎなかったが、2012年時点で、ほぼ10倍の800万人へと増加した。これと同時に、イスラエルの一人当たり国民所得も増加を続け、2011年時点では、31,515米ドルと、世界の約180ほどの国家のなかで、27番目の水準に達した。

スイスに拠点を置くビジネススクールであるIMDの世界競争力ランキングでは2012年に19位、世界経済フォーラムの同様のランキングでは24位に位置する。しかも、アメリカの先端企業の株式指数を示すNASDAQには60社以上のイスラエル企業が含まれ、これはアメリカ及び中国について3番目に多い。人口一人当たりベンチャー投資では、世界最高水準とされる（セノール D.: シンゲル S., 2012:21）。

このようなことから、イスラエル経済は、新興国というよりも既に先進国の発展段階に達したようにみえる。しかも、1948年の建国以来、議会制民主主義を採用し、1980年代の経済危機以降、開放的な市場経済のシステムをとっている。

しかし、周辺アラブ諸国との対立に巨額の国防費を投じたため、公的インフラと生活空間の整備は、いまひとつ先進国水準に達しない印象を受ける。

このようなイスラエルの経済発展は、その地政学的な条件を勘案すると、様々な特異性をもっていることがわかる。これを、人口、教育、産業、財政、金融など、様々な面からみてみよう。

イスラエルの人口は、世界に四散したディアスポラの帰還と、国内のユダヤ人の高めの出生力为背景に、増加基調を続けてきた。このディアスポラの帰還者を、ヘブライ語で「アリアヤ (Aliyah)」と呼ぶ。ただし、最近の人口純流入は、毎年1万人を超えてはいるものの、イスラエルの建国後の期間を通してみると、比較的低水準となっている。

高水準の流入は、第1期が、1950年代初めであって、世界中のディアスポラのイスラエルへの大量移住が進んだ時期であり、第2期は、1990年代初めであって、旧ソビエト連邦崩壊後に、イスラエルへの純流入が急増した2つの時期にみられた。

1989年以降、旧ソビエト連邦からの移民の急増が、その後の経済成長に貢献したとされてきた。現在でも、ロシアからの移民の増加が、移民流入の7割を占め、ユダヤ系ロシア人の3分の1は専門技術者や科学者であった。

同時に、イスラエルでは、設備投資が進み、特に、1997年以降、先端技術産業を中心として、アメリカからの投資が増加した。これは、イスラエルに安全保障上のリスクがある国とは思えないほど、活発であった。

もともと、イスラエルの位置する中東地域は、資源に乏しく、広大な砂漠が広がっていた。こうした弱点を補ったのが、人的資本投資であって、技術集約産業のイスラエル展開に大きな追い風となっている。

教育熱は、ユダヤ教の伝統とも言われている。反復暗証する「トーラー（律法）」の学習と併せ、議論し対話しながら、新たな時代への解釈を見出そうとする「タルムード（口伝の律法解釈）」の伝統が、ユダヤ人の議論好きな性格を形成してきたとされている。

そもそも、「タルムード」研究は、ユダヤ人迫害が相次いだ中世ヨーロッパでも、「アシュケナージ」によって着実に引き継がれた。そのことが、現代のイスラエルの質の高い教育水準と、技術集約型産業の展開と旺盛な起業家精神につながったと指摘されてきた（セノール D.: シンゲル S., 2012:218）。

実際、生産年齢人口（15～64歳）に占める高等教育修了者の比率は、2010年時点で40%を超え、アメリカやノルウェー、スイスを上回るOECD諸国中の最高水準である。

イスラエルの経済は、建国当初から、これほどにハイテク中心だったわけではなかった。当初は、小規模の農産加工品や繊維などの産業によって牽引されてきた。周囲のアラブ諸国の禁輸措置から、周辺国との貿易拡大による経済成長は望むべくもなかった。

イスラエルの産業が急速にハイテク産業へと変貌していったのは、1990年代の情報通信産業の発展が契機である。技術集約型の製品、特に、小型であって、空路でも輸送コストがかからないICチップや中央演算子などの欧米向けの生産は、三方向を敵対するアラブ諸国に囲まれているイスラエルにとっては、産業立地に適している（セノール D.: シンゲル S., 2012:86）。

実際、イスラエルの貿易相手国は周辺諸国ではなく、輸出では北米と欧州が大半を占めており、輸入では、近隣である欧州諸国が突出して多くなっている。また、1990年代以降、急増した対イスラエルの直接投資の半分以上をアメリカからの投資が占めた（Ministry of Finance, 2012）。

イスラエルの財政をみると、イスラエル経済の特殊性が、顕著に見出される。第1に、1950年代は、移民大量受入れの影響から、大きな赤字を記録した。

第2に、イスラエルとアラブが衝突した1967年の「6日戦争」以降は、国防費の支出が一挙に膨大になり、財政支出はGDPの50%を大きく上回った。

しかし、2004年以降、財政の規模は、ようやくGDPの50%を下回るようになった。国防費だ

けでも、1990年代半ば以降は、経済成長の加速も寄与し、GDPの10%を下回るようになってきた。

ちなみに、イスラエルでは、男女を問わず、成人には兵役義務があり、女性は期間が男性よりも短くなっている。また、兵役から復帰してからも、予備役兵として年に1回は必ず1ヵ月間の軍事訓練に参加するよう義務付けられている。その間は、職場を離れなければならない。しかし、軍事訓練は、兵役に就いた時と同じグループで実施され、年に1回は、必ず同じメンバーと再会できる仕組みである。そのため、兵役が、社会的なネットワークの形成の役割を兼ね備えている。しかも、イスラエル軍では、兵士が、作戦の目的や内容などに関して、オープンに議論することが一般的に行われているという（セノール D.: シングル S., 2012: 77）。

したがって、イスラエルでは、兵役は組織におけるマネジメントを学ぶ重要な経験と位置づけられている。実際、兵役への参加が、その後、ビジネスにおける起業や協力関係に発展する場合は少なくない。兵役が、人材開発と起業家精神の高揚に寄与しているというのは、世界全体を見渡しても、非常に稀有な現象かもしれない。

さて、巨額の国防費を支弁するための多額の財政支出は、国債発行や海外からの資金流入で賄われてきた。こうしたなかで、イスラエルは、1980年代初めに経済危機に直面した。つまり、経常収支赤字、財政赤字及び加速的なインフレーションに見舞われた。このため、1985年には、「経済安定化プラン」が発動され、ようやく財政赤字拡大を抑制し、経常収支の均衡化とインフレーションの鎮静が図られた。

消費者物価上昇率は、1973年の中東戦争再燃で急速に高まり、1978年に年率100%を超え、1983年には主要4銀行が債務不履行となり、一時国営化される事態が発生した。1984年には、年率445%を記録したが、1985年には、財政支出抑制と財政規律の確立と固定相場移行によって年率10%未満に沈静化し、現在では、中央銀行のインフレターゲットは年率1～3%と設定されている（Ministry of Finance, 2012）。

イスラエル通貨は、イギリス統治時代の名称である「イスラエル・リラ」で呼ばれていた。しかし、1980年には、古代イスラエルの通貨名であった「シェケル」が復活し、1985年の経済安定プランによって、1000分の1へのデノミネーションが実施され、「新シェケル」に切り替わった。1985年当時の1米ドルは1.5シェケルから、2001年には、4シェケルまで切り下がったものの、2005年の変動相場制度に移行後は、1米ドル3.5シェケル前後で安定している。

イスラエルは、このような危機を経て、1985年以降、政府の経済への介入を抑制し、市場経済中心の運営に転換したことに注意すべきである。

もっとも、イスラエルは、1987年以降も、毎年GDPの4～6%の赤字財政を記録した。その後、順調な経済成長で2007年にはGDPの2%にまで縮小した。2008年9月の世界経済危機に対応し、再び5%を超える財政赤字を記録したが、危機の影響は最小限に抑えられ、財政赤字は縮小傾向にある。世界経済危機のなかで、イスラエルの金融セクターは健全性を維持し、経済ショックと社会的影響を最小限に抑えて、経済発展を維持したことで知られる（Ministry of Finance, 2012）。

(2) 世界におけるユダヤ人とユダヤ系ディアスポラ

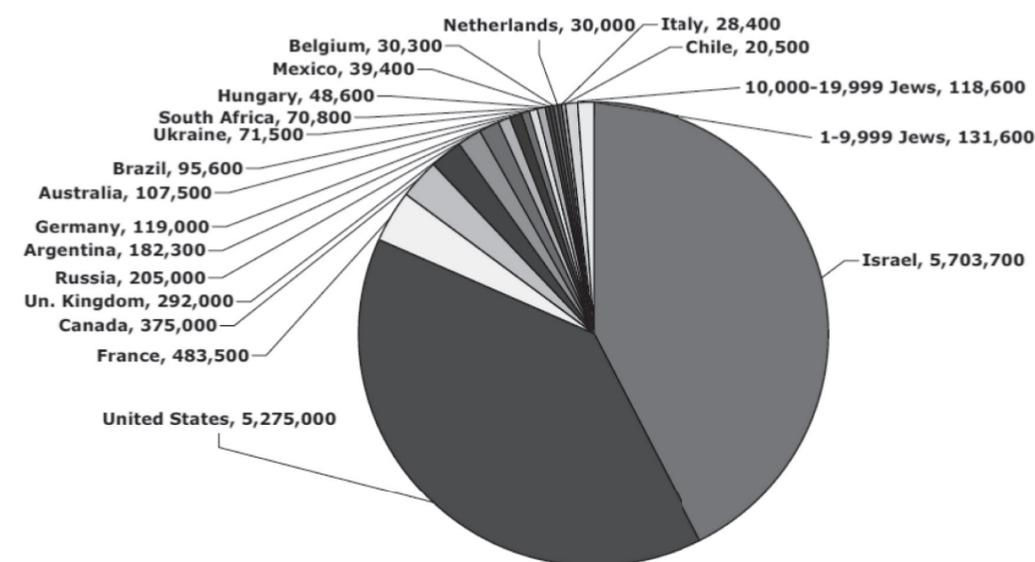
戦後のユダヤ系ディアスポラとイスラエルに在住するユダヤ人の動きは、世界経済の動向や人口動態だけでなく、様々な地政学的な変化の影響を受けている。ここでは、いわゆるコア・ユダヤ人（core Jewish）といわれる定義で、比べている。世界全体のコア・ユダヤ人の総数は、1945年から2010年までに、1100万人強から、1300万人強に増加した。

なお、ユダヤ人に関する定義は多様である。コア・ユダヤ人は、ユダヤ教徒として、正式に登録されている者を意味し、生まれながらのユダヤ人から、自ら改宗した者を除き、自分の意思でユダヤ教徒になった者を加えている。これに対し、拡大された定義のユダヤ人（コア・ユダヤ人に、ユダヤ人の両親で現在はユダヤ国籍を持たない者と、ユダヤ国籍を持たない配偶者や子どもなど全家族構成員を加える）、イスラエルの帰還法の定義（ユダヤ国籍の本人と配偶者、その子と孫及びそれらの配偶者）によるユダヤ人など、定義によって数値は異なる（図1）。

イスラエル国内のユダヤ人人口は、移民の純流入がプラスで、出生率が高めである結果、570万人に達した。これに対し、イスラエル以外の国に在住するユダヤ系ディアスポラは、1000万人強から800万人弱へと減少を続けている。

また、ユダヤ系ディアスポラは、G8諸国（日本を含む）⁵に、その88%が居住しており、先進国

図1 世界のコア・ユダヤ人の国別分布（2010年）



資料出資：De la Sergio P. and Hebrew University (2010).

への集中傾向がみてとれる。これら諸国では、多かれ少なかれ少子化の傾向が進んでいるため、早晩、死亡者数が出生者数を上回ることになる。

国別に多い順からみると、アメリカが528万人、フランスが48万人、カナダが38万人、英国が29万人、ロシアが21万人。アルゼンチンが18万人、ドイツが12万人。オーストラリアが11万人、ブラジルが10万人となっている。

イスラエルとG8諸国との間の移動が、どのように推移するかは、必ずしも予測しきれない。特に、新興国が経済的に台頭するなか、欧米諸国が経済危機のため雇用創出力を低下させているためである。

もっとも、アメリカのユダヤ系ディアスポラ（528万人）と、イスラエルのユダヤ人（570万人）を合計するだけで、総計の80%を占める。

長い歴史のなか、ユダヤ系ディアスポラは、受入国で、差別や偏見、迫害の対象となっていた。このため、建国後のイスラエルは、唯一の安全な空間を確保した。現在は、ユダヤ系ディアスポラに対するあからさまな差別や迫害は起こりにくくなってきたものの、欧州諸国では毎年のように人種差別事件が摘発されている。

3 イスラエルの移民受入れと社会的統合

(1) イスラエル建国と北米ディアスポラの支援

第一次大戦後、ユダヤ系ディアスポラは、ソ連邦や東欧諸国では厳しい迫害を受け、西欧諸国でも絶えないユダヤ人への偏見に苦しんだ。

こうしたなかで、ユダヤ人の国をパレスチナに建国することを目指すシオニズム運動が高まり、1929年に設立されたのが、イスラエル支援ユダヤ機構（JAI: Jewish Agency for Israel）である。ユダヤ人は、2千年以上にわたって、世界のどこかで迫害を受けても、安全で規制なく入国できるような国を持たなかった。

この機構は、基本的には、北米ユダヤ連盟、ケレン・ハエソッド及び主要なユダヤ人コミュニティ及びその連盟などの資金協力によって維持・運営され、その拠点は、アメリカと、エルサレム新市街に設置された。

もっとも、北米のディアスポラの多くは、比較的安定した生活基盤を得ており、自らはパレスチナに帰還する意図はあまりなかった。もし、これほど多くのユダヤ系アメリカ人が、ユダヤ国家の建設を政治的及び経済的に支持しなかったなら、その20年後に、国家としてのイスラエルの誕生も有り得なかったであろう。

実際、この機構は、発足以来、シオニズムを資金的に支え、イスラエル国家の建設を支援し、イスラエルと世界中のユダヤ人コミュニティの関係を強化することにあつた。

1930年代、西欧諸国でナチズムが猛威を振った時から、同機構は、ユダヤ系ディアスポラのパレスチナ帰還を積極的に支援した。イギリス政府は、これを不法な移民だとして摘発し、捕えて難民キャンプに入れる事件が起きている。同機構は、イスラエル建国までの間、このような批判と

も戦わねばならなかった。

イスラエルが独立する前、イスラエル支援ユダヤ機構は、事実上のイスラエル暫定政府として機能していた。したがって、イスラエル建国及び独立宣言の準備は、エルサレムの同機構の建物の中かで進められていた。1948年5月のイスラエル独立後、1949年1月には総選挙が実施され、初代イスラエル首相に就任したのは、同機構の総裁であったデイビット・ベングリオンである。

戦争終了直後から、同機構は、東欧から25万人のユダヤ系ディアスポラを救出し、パレスチナに移送した。当時の移住先では、農業で生計を建てていたため、同機構は、1948年以降、480の新たな集落をイスラエルに建設し、移住者たちを指導した。1960年代後半には、イスラエルの農業生産の7割が、これらの集落によって生産されていたという。

1952年には、イスラエル議会（Knesset）において、世界ユダヤ機関に関する法令が可決・成立し、イスラエル支援ユダヤ機構が、正式に、イスラエルの法令に基づき、世界のユダヤ人及びディアスポラを支援する機関として認知された。

イスラエル独立後も、イスラエル支援ユダヤ機構は、イスラエル政府を支え続けた。大量に入植してくる移民に対する支援には、巨額の費用を要した。イスラエルの移民政策及び世界各地から異なる文化と言語を背景としてイスラエルにやってきたユダヤ人の統合政策の実施は、北米ディアスポラの支援を受けた当該機関なしには考えられなかった。

しかも、独立前から、ユダヤとアラブの対立は戦闘に発展した。イスラエル独立後、国内に100万人以上居住していたアラブ人住民は、イスラエル軍によって追われるか、避難し、多くの軋轢と憎しみを生んだ。したがって、アラブ諸国は、イスラエルを、「シオニスト組織」と呼んで、国家として承認しなかった。その結果、現在に至るまで、イスラエルを訪問したことのある者やイスラエルのビザを有する旅行者は、アラブ諸国への入国を拒否された（シェインドリン R. P., 1998: 325）。

また、アラブ諸国に50万人以上居住していたユダヤ系住民は、そこで生活を続けることが次第に困難となってイスラエルを目指し、東欧から逃れてきた人々と合流した。それは、まさに、おびただしいユダヤ系難民の群れというべきものだった。

(2) 帰還法の制定と統合政策の推進

こうしたなかで、イスラエル議会が急いで議決・成立させたのが、帰還法（Law of Return）である。制定当時の帰還法は、ユダヤ系難民には、全てイスラエルの国籍を与えるという趣旨であった（Israel Ministry of Foreign Affairs, 2013）。

当時の時代背景を考慮してみると、現実的に、これほどに多数のユダヤ系ディアスポラを受け入れてくれる国は存在しなかった。アメリカでは、1929年に発効した改正移民法で、国籍ごとの割当制度が導入されていた。戦後の荒廃した欧州諸国も、ホロコーストで生存したユダヤ系ディアスポラに対して、定住のために門戸を開こうとはしなかった。

帰還法は、1950年に制定され、1954年と1970年に改正されている。その改正条文を反映させたうえで翻訳すると、現在の帰還法の主要条文は、概ね以下の通りとなる。

帰還法 (Israel Ministry of Foreign Affairs, 2013)。

第1条 (「アリヤ (訳者注: ユダヤ人の入国)」の権利)

いかなるユダヤ人も、「オレー (訳者注: イスラエルに入国するユダヤ人)」として、イスラエルに来ることができる。

第2条 (「オレー」の査証)

- (a) 「アリヤ」は、「オレー」の査証によって行う。
- (b) 「オレー」の査証は、本国に定住を希望するいかなるユダヤ人にも付与する。ただし、申請者が以下のいずれかの条件を満たすと内務大臣が認めた場合を除く。
 - (1) 申請者が、ユダヤ人に対する敵対的な活動に従事している場合、又は
 - (2) 申請者が、公衆衛生又は国家安全を害する可能性がある場合、又は
 - (3) 申請者に、犯罪歴があり、公共の福祉を害する可能性がある場合。

第3条 (「オレー」の証明書)

- (a) イスラエルに来て、到着後すみやかに、イスラエルに定住する希望を明らかにした者は、イスラエルに滞在している間に「オレー」の証明書を受け取ることができる。
- (b) 第2条(b)項に定める規制は、「オレー」の証明書にも適用する。しかし、その者のイスラエルへの到着後に、罹患した病気を理由に、公衆衛生上の害を与えるとは見做さない。

第4条 (本国で居住する者及び生まれた者)

本法が発効する前に本国に入国した全てのユダヤ人と、本法が発効していたか否にかかわらず、本国で生まれたユダヤ人は、本法でいう「オレー」として、本国に来たものと見做す。

第4条 A (家族構成員の諸権利)

- (a) 本法におけるユダヤ人の諸権利及び国籍法における「オレー」の諸権利、並びに如何なる他の立法の諸権利も、ユダヤ人の子及び孫、ユダヤ人の子又は孫の配偶者にも付与する。ただし、ユダヤ人であったが、自らの意思で改宗した者を除く。
- (b) (略)
- (c) (略)

第4条 B (定義)

本法の目的に鑑み、「ユダヤ人」とは、ユダヤ人の母親から生まれた者、又はユダヤ教に改宗した者であって、他の宗教の信者ではない者をいう。

第5条 (法の施行) (略)

まず重要なのは、本国に定住を希望するいかなるユダヤ人にも、ほぼ無条件で査証を付与し、イスラエルに入国する者の証明書を付与するとしてきた点である。

次に重要なのは、1950年法では、ユダヤ人の定義に関する規定がなかったため、1970年改正で第4条 B が追加されたことである。そこでは、「ユダヤ人」とは、ユダヤ人の母親から生まれた者、

またはユダヤ教に改宗した者であって、他の宗教の信者ではないと制限を加えている。しかし同時に、同じ1970年改正で追加された第4条 A は、「ユダヤ人の子及び孫、ユダヤ人の子又は孫の配偶者」にも、同様の諸権利を付与するとし、むしろ適用範囲を広げたことに注意を要する。

この間、1949年に、イスラエル支援ユダヤ機構は、欧州大陸とキプロスの収容施設から、ホロコーストで生き残った23万9千人のユダヤ系ディアスポラを、イスラエルに移送した。

また、1950年には、東欧と北アフリカから、34万3000人を、1951年には、ブルガリア、ユーゴスラビア、トルコ及びイランから移送した。この間に、イスラエルに入国したユダヤ人は、合計で70万人に達した。一時滞在施設に受け入れた人数は、1951年に22万5000人でピークに達した。1955年から1964年まで、東欧諸国からイスラエルに入国したユダヤ人は、それぞれに、定住先に準備された市町村の住居に直接移動して入居したという。

住居に加えて、移民の社会統合を促進するために実施されている主要な施策としては、以下のものがある (セノール D.; シンゲル S., 2012: 187-189)。

第1は、ヘブライ語の言語講習である。この講習は、移民してきたユダヤ人に、ヘブライ語を無料で、1日5時間、少なくとも6か月間、受講することを認め、この間の生活費をまかなう給付金が支給される。これによって、生活に追われることなく、イスラエルにおける共通言語であるヘブライ語の学習に集中できるようにしている。

第2は、国外で得た教育訓練を認定したうえで、雇用を促進する施策である。これは、教育省が国外学位評価局を設置して、外国で受けた教育の認定を行っている。加えて、職業認定試験を受けるための講座を運営している。移民である科学者に対し、科学技術移民統合センターを設け、雇用主と科学者の積極的なマッチングを行ってきた。

第3は、起業家センターを運営し、スタートアップを支援することである。これは、あとで論じるが、起業のための資本調達を支援するものである。

現在でも、イスラエル支援ユダヤ機構により、移民受入れセンター (absorption center) が、イスラエル全国に17カ所設置されている。また、イスラエルへの移民だけでなく、シングル・ペアレント及び高齢者のために質の高い居住施設を国内の57カ所に設置している。なお、同機構は、周辺諸国から秘密裏に救出してイスラエルに入国を認めた移民を、エルサレムで保護している (Jewish Agency for Israel, 2013b)。

(3) 世界のユダヤ系ディアスポラとイスラエルの関係強化

現代イスラエルにおける新たな課題は、世界中に存在する500余りのユダヤ人コミュニティとイスラエルを結びつけることであるという。

この任務も、基本的には、ユダヤ・イスラエル支援機構が担う。しかも、国内外にわたり、グローバルに展開されている。その背景には、以下のような現実がある。

第1に、世界中に居住する若い世代のユダヤ系ディアスポラとイスラエルとの関係が希薄化していることである。

第2に、イスラエルに居住する若い世代のユダヤ人と、ユダヤ系ディアスポラとの関係が希薄化

していることである。

第3に、世界及び国内において、困難な状況にさらされているユダヤ系ディアスポラが存在することである (Jewish Agency for Israel, 2013a)。

このうち、第1の問題に関しては、世界中のユダヤ系ディアスポラの若者にユダヤ人としてのアイデンティティを持ってもらうため、毎年、イスラエル訪問のツアーに多数招待する。また、各地に使節団を送って、ユダヤ人ディアスポラの若者とのコネクションを設ける。さらに、世界のディアスポラ・コミュニティとのパートナーシップによる事業を強化する。

また、第2の課題に関しては、イスラエルに居住する若いユダヤ人と、世界中に暮らす同年代のユダヤ系ディアスポラの交流を進めている。ユダヤ人としてのリーダーシップ能力を育て、それに、イスラエルでの積極的な社会的な関与を促し、イスラエル建国のエトスを復活させる必要があるからだとしている。

特に、国内兵役に入る数か月前の高校卒業者に、体力の強化、イスラエル社会への理解と理想、リーダーシップのスキルなどを学ぶ機会や、兵役中の者の交流の機会を設け、兵役から戻った若者にも、市民として生活するためのコースなどを提供している。

また、全国4カ所のユース・ヴィレッジに収容された子どもや若年者で、暴力、ネグレクト又は犯罪などに直面した者に対し、自尊心を回復し再起する支援を行う。

さらに、全国36都市において、若年者が将来を展望できるように、少数のグループにメンターを派遣して、ロールモデルを提供する。エジプト国境近くのネゲブ砂漠に設置したエコビレッジで、病気や精神的なトラウマを抱える子どものリハビリテーションを実施するという。

第3の問題について、先進諸国から、自らの意思でイスラエルに移住した者と、途上国で、ユダヤ系ディアスポラとして困難な生活を強いられて移住した者など、異なるニーズに合致する支援を行うことである。

既に、同機構は、300万人を超える世界中のユダヤ系ディアスポラが、イスラエルに移住するのを支援してきた。近年、重点国は、アフリカではエチオピア、南米ではアルゼンチン、欧州ではロシアに移りつつある。

具体的には、移住計画を立て、移住の旅に同伴し、イスラエル国内で好意的な受入れを実現し、社会の構成員になることを支援する。国内において、新たな移民のコミュニティ形成を進めており、その数は既に900を超えたという (Jewish Agency for Israel, 2012)。

(4) 社会統合が困難な人々の雇用促進に関する施策

イスラエルに居住する住民のなかでも、社会的な格差の拡大や貧困に陥りやすい人々の存在が指摘される。具体的には、周辺地域から流入した難民、正統派ユダヤ教徒 (ハラディ) や障害者など、雇用機会を通じた社会参加が困難で、長期失業者となり、あるいは、非労働力化し、孤立しやすい人々への対応が急務になっている。

しかも、こうしたグループは、比較的、出生率が高く、次第にイスラエルにおける人口に占める比率も上昇する傾向がみられる。特に、ハラディの増加は、近年、顕著になっている。これらの人々

に共通する点のひとつは、兵役が課せられないことである。兵役が、社会のネットワークの形成や人材マネジメント能力の開発、さらには、広い視野の養成など、広範な意義をもつイスラエルでは、兵役にも参加しない層が人口の30%を超えるような事態になれば、経済的にも、社会的にも、由々しき問題になる。

この問題に対応するためのタヴェット (TAVET) 雇用促進事業は、イスラエル政府、地方政府、ハリー・ジャネット・ワインバーグ財団とアメリカ・ユダヤ共同分配委員会 (JDC) が協力して行っている。

イスラエルにおける長期失業者への対応する施策に要する50%は、イスラエル政府が負担し、施策が成功した場合には、政府は100%の費用を負担することになっている。

そもそもJDCは、地方政府の委託を受けて、地域政策の視点から、これらの施策を実施する主体となっている。したがって、TAVETの提供するサービスも、地域によっても、対象者の文化的背景によっても異なる内容となる。同時に、地方政府は、地域への企業誘致を通じた雇用創出を進めるという役割を担う。

アメリカ・ユダヤ共同分配委員会は、多様な雇用の促進 (diversity hiring) を実現するために、80の企業及びNGOの参加するイスラエル・ダイバーシティ・フォーラムを設立している。これが、民間企業を支援することにより、不利な立場にある者の雇用及び人的資源管理の問題を解決することを目指している。

同フォーラムには、マイクロソフト、インテル、サンディスク、リューミ銀行、シュトラウス・フード、コカ・コーラ、IBM、ヒューレット・パッカード、グーグルなどが含まれている。

また、アメリカ・ユダヤ共同分配委員会は、イスラエルで初めて、管理職層に対するダイバーシティ・マネジメントの講習を実施した。多様な背景を持つ人材を起用することを促し、世界のベスト・プラクティスに学ぶように要請するものでもある。

同時にTAVETは、イスラエルで最も雇用面で不利な立場にあるグループのエンプロイアビリティを高めるために、そのネットワークを利用して、常時、情報提供するとともに、対話によって達成度と問題点を明らかにし、人材の質的向上につなげている。

正統派ユダヤ教徒 (ハラディ) は、ユダヤ教のトーラーの解釈と、ユダヤ教育及び世俗的な社会からの遮断に高い価値を置き、仕事をせず日々学習に励むことで徴兵を免れてきた。同時に、ハラディの家族は子沢山であるにもかかわらず、政府の成人教育予算や社会扶助の給付が削減されるなかで、ますます経済的な困窮を深めてしまう。

ハラディの男性が、ひとたび、イスラエルの労働市場に参入しようとしても、宗教的な研究に没頭していた結果、現代のビジネスに必要な数学、自然科学、コンピューターの知識と能力、それに英語能力が欠けていることが、大きな難関となる。ハラディの女性の場合も、受けてきた教育だけではハラディの学校教師になる可能性しか開けないが、これらの教職は、既に供給過剰の状態になっている。結婚して人数の多い家族を養うことになる前に、ハラディの女性たちに教育訓練の機会を与えないと手遅れになる。

アメリカ・ユダヤ共同分配委員会は、長年、ユダヤ教教師やハラディのコミュニティの指導者と

信頼関係を結び、こうしたハラディの問題解決のために、必要な教育及び職業訓練プログラムを提供している。

実際、2006年から2013年4月までの統計では、2万7千人のハラディの男女がTAVETの教育訓練プログラムに参加し、14,436人は就職に成功し、現在も2,500人がプログラムに参加している。しかし、ハラディの社会では、依然として、雇用機会を見つけるのは困難という固定観念が強く残っている。

加えて、人材育成や人的ネットワーク形成の機会にもなっている兵役を経験しようとするハラディに対し、TAVETとIDF（イスラエル国防軍）が協力し、インテリジェンス、ロジスティックス、情報技術などの技術を学ぶ機会を提供している。このコースを修了した2500人のハラディの男性のうち90%が、ハイテク産業などに就職する実績を挙げたという。さらに、ハラディの男性には、イスラエルの大学で、ロジスティックス、ビジネス・マネジメントやソーシャル・ワークなどを学ぶ道を準備し、卒業後に、その70%は仕事を求めている。

ハラディの女性に、早い時期に教育訓練を行うプログラムでは、コンピューター・プログラミング、同ネットワーク、同ソフトウェアや、グラフィック・デザインなどの技術を習得させている。コースを修了した900人のハラディの女性のうち90%が、ソフトウェアやコンピューター関連の企業に就職したという。

また、ハラディの男性及び女性が職業訓練のコースを受験することも支援しており、特に女性の場合、コース修了者の75%は雇用機会を得て、自分のコミュニティに近い職場で就労し、家庭と仕事の両立を実現できたとしている。

なお、TAVETは、ハラディの人々による小規模企業の設立を支援し、現在は、この事業を政府に移管している。

このほか、TAVETとIDFの共同事業を、海外でも展開し、特に、ハイチ、インドネシアや日本における災害救助の人材養成や、災害により心にトラウマを負った人たちのケアを行っている。

(5) 周辺諸国からの難民及び外国人労働者流入圧力と自治体の対応

中東地域において、イスラエルは建国以来、周辺アラブ諸国の市場からは完全に締め出されてしまっている。しかし、1990年代以降、先端産業を中心にイスラエル経済が成長し、都市部の所得水準も向上するなか、アラブ諸国との経済格差も拡大し国外から人口が流入しやすくなっている。農村部でも、1950年代は、イスラエルの大半は砂漠で覆われた土地であったものが、近年は積極的な灌漑事業による緑化計画が進展し、イスラエルの農民の生活は向上している。

こうしたなかで、周辺諸国の戦争や内乱を逃れ、あるいは貧困から逃れるため、イスラエルに入国し就労することを希望する難民又は外国人労働者が集中する地域が発生している。特に、テルアビブ-ジャファ地区などの都市部で、認定を受けていない難民や就労を認められていない外国人労働者とともに、その家族や子どもたちの数が顕著に増加した。

推定では、テルアビブ-ジャファ地区では、4万人の外国人が、厳しい労働環境のなかで就労している。このうち、4千人が18歳未満で、さらに6歳未満が2千人、6～18歳が2千人はいると

考えられている（Mesila, 2013）。

こうしたなかで、近年、政府の不法就労者に対する取締まりが強化されてきた。特に、男性の外国人労働者が集中的に摘発されて、退去強制処分になっている。その結果、シングル・マザーとその子どもたちが、テルアビブ地域で急増している。多くの場合、家族が離散し、特に、子どもたちが、退去強制や暴力及び貧困によって、極度に心に傷害を負うケースが少なくない。

テルアビブ-ジャファ地区の首長であるロン・フルダイは、1999年7月に、外国人労働者のための支援及び情報センター（略称メシラ：Mesila）を開設した。

メシラの目的は、第1に、カウンセリング、訪問及び仲介などの個人レベルの実務的支援、第2に、外国人労働者のコミュニティ及び居所における子どもの生活条件の改善、第3に、社会問題の特定と、支援ネットワークの強化又は改善など、コミュニティレベルの支援、第4に、メシラの施策の対象となる人口の把握に向けた外国人労働者コミュニティに関するデータ収集、第4に、政府の実施する政策に影響を及ぼすなど、国レベルの取組がある（Mesila, 2013）。

メシラの施策の対象は、中東、南米、東欧及びアフリカ出身の外国人労働者と、その家族及び単身者である。これらの人々の多くは、市街地南部の経済的に貧しい地域に居住している。近年の不法就労者の摘発で、外国人労働者は、数的には相当に減少している。これらの人たちは、かつては、強力な自助組織であるコミュニティが存在し、それが、外国人労働者にも支援を拡大していたが、現在では、そうした支援を受けることは困難になっている。こうしたことから、メシラが、これらに代わって、コミュニティ機能を果たすようになっていく。メシラは、通常、300人程度のボランティアが対応している。ところが、心理的に消耗し、危険な状態にある子どもたちが増加している。このために、専門家の専門知識と技能を活用する必要がある。特に、シングル・マザーの増加が顕著で、しかも、長時間労働を余儀なくされ、子どもを危険な状態に放置しがちである。

調査によれば、1日10時間から12時間労働する外国人労働者が3千人程度存在し、その子どもの看護をするために、大規模なベビーシッターを運営する必要がある。また、数百人の子どもは、極端なネグレクトの状態におかれている。これらの子どもたちのうち、800名は、既にイスラエルの市民権を取得しているが、その何十倍の子どもが、申請中である。また、3歳から5歳の子どもが数百人、自治体の運営する幼稚園に通っている。

さらに、スーダンからの難民流入に伴い、南スーダンとエリトリアから、2千人程度の子どもが来ており、イスラエルに移住する過程で、殺戮や戦争などで恐怖の体験をしている。これらの子どもたちは、イスラエル社会に容易には適応できず、教育を受けていない。また、親が子どもに暴力をふるうケースが多発している。

メシラの支援活動は、イスラエル支援ユダヤ機構の資金で設置された、非営利の教育文化サービス会社によって実施されている。また、事業の運営費は、テルアビブ-ジャファ地区が負担している（Mesila, 2013）。

メシラの運営する施設の1部屋には、30個以上のベビーベッドがびっしり並び、多数の赤ちゃんが少ない職員やボランティアによって保育されていた。先日、メディアが、これを非人道的な扱いをしていると報道したため、メシラの立場は非常に厳しくなっている。現実には、親たちは、子

どもたちをメシラに預けたまま、長時間、低賃金で就労している。許可を持たない外国人労働者や認定されない難民の父親が強制退去になること自体が問題を深刻化させており、自治体と国の間の話合いが1日でも早く実施される必要がある。

(6) ロシア系の科学技術移民の動向

既に述べた通り、イスラエルへの第2の大量移民は、1990年代に旧ソビエト連邦の崩壊により、当該地域に閉じ込められていたユダヤ系ディアスポラの移動によって生じた。

その人数は1990年に18万4千人、1991年は14万7千人に達したが、その後、10年間にわたって1年当たり4～5万人が流入し、最近では、年間5千人から1万人となっている(Khanin V. and Yanovsky M., 2010)。

旧ソビエト地域から入国したユダヤ人は、3分の1が科学技術者によって占められ。さらに、その8割以上が、自然科学を専攻していた。

イスラエル政府は、急激なロシア系科学技術者の増加に対し、研究開発の初期段階で、必要な資金を全て供与した。これが、「科学技術移民統合プロジェクト」で、ヘブライ語の頭文字でカメア(KAMEA)と呼んだ。おかげで、入国してきたロシア系の科学技術者のほとんどに雇用の場を確保できた。さらに、研究成果を実用化して販売できるかどうかで、その成否を評価しようと試みた。

しかし、研究成果を市場で販売できるかどうかは、なかなか判断することができなかった。そこで、政府は、当初1億ドルを拠出してベンチャーキャピタルを10件設立し、成功した場合、融資先企業が、政府出資分(40%)を5年後以降に安く買い取る制度を創設した。これが、「ヨズマ基金(ヘブライ語でイニシアティブの意味)」である。

このベンチャーキャピタル導入は、アメリカのシリコンバレーに、すぐに反響をもたらした。結局、「ヨズマ基金」は、アメリカなど国外から資本を呼び込むとともに、事業化のノウハウも呼び込む効果を発揮した。多くの一流企業が参入して、発明の事業化が進んだからである。

1992年から2009年に、イスラエルのベンチャーキャピタルは合計240に達し、スタートアップ企業には、国内外の両方から融資が与えられ、事業を拡大することができた(セノールD.:ジンゲルS., 2009:189-215)。

ところが、最近、懸念されていることは、イスラエル政府が、いつまでKAMEAを財政的に維持できるのかという点である。このプロジェクトでは、科学技術者は、有期限でしか雇用されず、予算がなくなったとたんに、雇用も失われてしまう(Yelenefuscaya M. N. *et al.*, 2010)。

同様に、今世紀になってから、イスラエルの科学技術者の国外流出の増加が懸念材料となってきた。イスラエルへの人材の流入は、ディアスポラという民族的なつながりだけで維持できるものではない。つまり、移民の受入れは、どこまで、イスラエルが、ビジネス・チャンスやイノベーションを起こす環境を準備できるかによって、左右される時代になりつつある。その意味でも、今世紀になってから、イスラエルの経済的成功を、ロシアからのユダヤ系ディアスポラの受入れのみに帰するのは正確ではないと言えよう。

しかしながら、ユダヤ人及びユダヤ系ディアスポラが有する長い伝統、特に、生きのびるために、

しっかり知恵と教養を身に付け、納得いくまで議論するユダヤ教の伝統が、多くの場面で、イスラエルがグローバル化する経済で発展していくうえの基本的な強みであることは明らかであろう。

4 おわりに——移民政策とグローバリゼーション

本稿で論じてきたことを整理すると、次のようになるだろう。イスラエルの移民政策のフレームは、1950年の帰還法に基づく。同法は、ユダヤ系ディアスポラには制限なく国籍を付与し、米国のユダヤ組織からの巨額の支援を背景に、第1の大量移民の時代を乗り越えた。これに対し、1990年代には、旧ソ連邦の解体に伴う第2の大量移民が発生すると同時に、情報通信技術が発展し、米国からの対内直接投資が増加し、対米輸出も拡大した。

この2つの時代では、大量移民受入れ及び米国からの資金流入の意味が全く違う。21世紀において、イスラエルへの移民はシオニズムだけに由来するのではなく、ビジネス・チャンスやイノベーションを牽引力としなければならない。その際、知恵と教養を武器とするユダヤ人の優位性と危機対応力が、非常に重要な財産となるであろう。

以上を踏まえて、本稿の論議から、わが国の移民政策に対して教訓や提言を引き出すことができるとすれば、次の4点になるだろう。

第1に、国際的な人の移動は、科学技術者など高度人材の受入れであったとしても、それだけで大きな成果を生むとは限らない。大事なことは、人の移動が、直接投資や貿易との補完関係があつてこそ、その効果を発揮することが約束される点である。

言い換えれば、国際的な人の移動は、単独でビジネス・チャンスやイノベーションを生むのではない。二国間又は多国間の経済統合のなかで、国際的な人の移動が機能してこそ、機能するといえよう。

筆者は、人の移動のアジア戦略を論じた際に、実証データを踏まえ、旅行者、留学生から、技術者、企業家、さらには家族や永住者など多様な人の移動があつてこそ、経済統合が効果を上げることができる点を強調した(井口, 2013)。

アメリカとイスラエルの間でも、例えば、カリフォルニア州のシリコンバレーとイスラエルのテルアビブ郊外の間で多様な人材移動が確認されている。ビジネスマンだけでなく、学生、技術者や経営者など多様な人材が行き来している。そのことが、イノベーションの触媒になっていると考えられるのである。

ロシアから受け入れた科学技術者の技術開発を、事業化し、実際に販売できるとすれば、それには、アメリカ市場のニーズを熟知している人材が必要である。こうした人材の持つノウハウがあつて、さらに、イスラエルの資金とアメリカの資金を組み合わせることで、ベンチャー投資が成功しやすい環境を生むのである。

わが国では、高度人材の受入れを増やすべきだという政策について、政府は何の疑問も抱かないようである。しかし、単に高度人材を受入れればプラスの効果があるといった発想法では、何もうまくいかない。経済統合を制度的に積極的に推進する時代においてこそ、多様な人材移動を実現す

ることが重要だと知るべきである。

第2に、経済がグローバル化するなかで、国際的に移動するディアスポラは、本国にとって、非常に頼もしい人材のはずである。その点に鑑みれば、わが国の日系人受入れ政策は体系的施策に欠けており、本格的なディアスポラ政策を立案すべきである。

わが国でも、日系人の二世及び三世と、その配偶者については、出入国管理及び難民認定法上は、わが国と移民受入国との間で、円滑な行き来が可能になっている。しかし、日系人に対する施策と、イスラエルのディアスポラ政策と比較すればわかるように、言語講習の保障、住宅の確保、雇用の確保、医療体制の整備、子どもたちの教育など、イスラエルがディアスポラの帰還に当たって提供している施策の一貫性がない。

実はイスラエルだけではなく、ドイツにも帰還法に当たる法令がある。その場合も、祖先がドイツ人であったことを証明し、帰還民 (Aussiedler) として入国した場合、国籍が付与されるうえ、言語講習やその期間の所得保障をはじめとして、社会保障や教育支援などの施策が準備されている。

最近、アジアの新興国でも、海外での留学・就労経験のある人材について、積極的に、グローバル経済における人材として活用する動きがある。中国は欧米からの高度人材の帰国支援を強化しているし、インドも海外インド人省を設立し、ディアスポラの活用を図ろうとしている。

日本は、海外に移民、留学又は就労した経験のある者を積極的に活用する戦略が乏しい。特に深刻なのは、日系人の子どもたちが日本に帰っても、その子どもたちの能力や意欲を活かそうとしないことだ。進学をあきらめ、非正規雇用に移落することなく、少なくとも留学生などと同等に就学と就職を支援する措置を講じる必要がある。

第4に、移民政策において、わが国だけではなく、イスラエルにおいても、出入国管理政策と、統合(多文化共生)政策の間に十分な整合性がなく、国と地方の間で、十分な調整が行われない実態がある。

日本とイスラエルのシステムに共通することは、自治体レベルには、滞在や就労の条件をチェックしたうえで、許可を出す仕組みがないことである。このため、居住し就労する実態を踏まえることなく、出入国管理の決定が行われてしまうのである。

特に、深刻なケースは、国の退去強制などの決定で、居住する地域では、家族がばらばらになってしまうケースである。こうした問題解決は決して簡単でないが、自治体も、国の出入国管理に対して、建設的な提案をする必要がある。

当面の問題は、国と自治体とが、外国人の状況について、情報を共有できるシステムを早く構築することである。自治体が、地域レベルで施策を実施するのに、十分な情報を得られないことも、国と自治体の施策の矛盾を大きくしている。

日本では、2009年の法改正で、住民基本台帳に外国人も登録できるようになり、一歩前進はしたが、膨大な情報を入管行政が所有するだけで、自治体による外国人住民の権利の確保や義務の履行促進に活用できない実態は、早期に改善しなければならない。

最後に、イスラエルの経験から、本当に学ぶべきことを挙げるとすれば、グローバル化したユダヤ民族が有するすぐれた伝統である。即ち、生きのびるため、個人がしっかり知恵と教養を身に

付け、納得いくまで議論する熱意と能力こそ、日本が必要としている。

わが国では、近年、グローバル人材の育成が、政策課題の一つとなっている。しかし、異文化を理解できるとか、海外でもコミュニケーションをとり得る能力などを語る前に、もっと大事なことがあるだろう。

それは、知恵や教養を身に付けることに、本当に真剣に努力する人材を育てることである。同時に、物事をうのみにせず、疑問に思うことを放置せず、納得するまで、建設的な議論を展開する訓練を積むことができる教育環境が必要である。

大学全入時代といわれ、日本の大学教育の質的な低下が生じていることは、関係者の多くが知っていることであろう。日本の若い世代に活気がなく、受け身な態度でしか物事に取り組みないのは、年輩の世代の責任も大きい。

ユダヤの伝統は、親から子に、代々伝承されてきたものである。親子の間で、失敗の教訓や生きる勇気や知恵を伝承する必要がある。そのことを、まず反省することから始めなければならない。

- *1 2013年6月21日、エルサレムでイスラエル支援ユダヤ機構とアメリカ・ユダヤ共同分配委員会を訪問して施設を見学し、聴き取り調査を行った。
- *2 2013年6月21日、エルサレムで移民・社会統合省を訪問し、聴き取り調査を行った。
- *3 2013年6月20日、テルアビブで Mesila を訪問して施設を見学し、聴き取り調査を行った。
- *4 本稿を起草するきっかけは、2013年6月19日に、イスラエルのエメック・ヘッファーにある Ruppin Academic Center で開催された Conference “Globalization, Imigration and Racial Discrimination (the Canada-Isreal Forum)” に参加を許されたことである。現地訪問に際し、御協力と御支援をいただいた Ruppin Academic Center と在日イスラエル大使館の関係者の方々には、厚く御礼を申し上げたい。
- *5 1858年の日米修好通商条約締結の以後、アメリカ国籍のユダヤ人が来日し日本に居住していた日本最初のシナゴークは、1881年に長崎に建てられた。1939-41年に、欧州各地から迫害を逃れてきたユダヤ人に、当時、リトアニアのカウナス領事館に勤務していた杉原千畝(ちうね)が、日本への通過査証を発給し、およそ6000人の避難民を救った。現在、日本に在留するイスラエル国籍者は611人(2011年末時点)で、東京と神戸にコミュニティがある。

《参考文献》

- American Jewish Joint Distribution Committee, 2012a, *JDC Annual Report*, Jerusalem
- American Jewish Joint Distribution Committee, 2012b, “JDC’s TEVET Employment Initiative: Seven Years of Progress: 2005-2012”, Jerusalem
- American Jewish Joint Distribution Committee, 2012c, “JDC-IDP Program Update”, December 2012, Jerusalem
- Chohen R., 2008, *Global Diasporas: An Introduction*, Routledge (コーエン R., 2012『新版 グローバル・ディアスポラ』駒井洋訳, 明石書店)
- De la Sergio P. and Hebrew University, 2010, *World Jewish Population, Current Jewish Population Reports*, Berman Institute -North American Jewish Data Bank, University of Connecticut
- 井口泰, 2013「国際的な人の移動をめぐるアジア戦略」『ファイナンシャル・レビュー』2013年第5号(通巻第116号), 財務省財務総合政策研究所編集・発行, 115～139頁
- International Monetary Fund (IMF), 2013, “World Economic Outlook Databases”
- Israel Ministry of Foreign Affairs, 2013, “Law of Return 5710-1950”, Jerusalem
- Jewish Agency for Israel, 2012, “Securing Jewish Future Generations”, October 2012, Jerusalem

- Jewish Agency for Israel, 2013a, <http://www.jafi.org.il/JewishAgency/English/Home/>
- Jewish Agency for Israel, 2013b, "Everyday, Miracles", Updated May 2013, Jerusalem
- Khanin V., and Yanovsky M., 2010, "Immigrant Scientists in Israel: Integration Policy Development and Contribution to the National Economy, 1989-2009" in Khanin V., Epstein A. D. and Geva-May I. (eds.) *Immigrant Scientists in Israel, Achievements and Challenges of Integration in Comparative Context*, Ministry of Immigrant Absorption, Tel Aviv University and International Comparative Policy Analysis Forum, Jerusalem, pp13-25
- Mesila, 2012, *Mesila Aid and Information Center for the Foreign Community*, Tel Aviv
- Ministry of Finance, 2012, *The Israeli Economy: Fundamentals, Characteristics and Historic Overview*, Fall 2012, Jerusalem
- Ministry of Foreign Affairs, 2013, "Law of Return 5710-1950"
- 大澤武男 (2013) 『ユダヤ人の教養—グローバリズム教育の三千年』ちくま新書
- Scheindlin R. P., 1998, *A Short History of the Jewish People*, Carol Mann Literary Agency(シェイドリン R. P., 1998 『ユダヤ人の歴史』河出文庫)
- Senor D. and Singer S., 2009, *Start-Up Nation. The Story of Israel's Economic Miracle*, Grand Central Publishing, New York (セノール D., シンゲル S., 2012 『アップル, グーグル, マイクロソフトは, なぜ, イスラエル企業を欲しがるか』宮本喜一訳, ダイアモンド社)
- Yelenvslaya M. N. and Fialcova L., 2010, "Immigrant Scholars as Transnational Scientific Diaspora: A View from Within" in Khanin V., Epstein A.D. and Geva-May I. (eds.) *Immigrant Scientists in Israel, Achievements and Challenges of Integration in Comparative Context*, Ministry of Immigrant Absorption, Tel Aviv University and International Comparative Policy Analysis Forum, Jerusalem, pp187-215

The Jewish Diaspora and Economic Development in Israel:

Migration Policy in the "Start-up Nation"

IGUCHI Yasushi

Kwansei Gakuin University

Key Words: diaspora, Law of Return, innovation

The legal framework of migration policy in Israel has been based upon the Return Law in 1950. The Jewish Diaspora is eligible for citizenship in Israel unconditionally. Israel could absorb the first great wave of immigration from all over the world with enormous financial assistance from the Jewish organizations in the United States. In contrast, Israel had to meet with the second great wave of immigration from the former Soviet Union, when information and communication technology developed rapidly and the inward foreign direct investment from the United States increased. The two waves of immigration together with financial flows are totally different in their significances. Although the first wave was totally motivated by Zionistic sentiments, the second has many things to do with innovation and business chances. While immigration to Israel will be more economically motivated, the Jewish tradition of respecting wisdom and knowledge will be more advantageous in the era of globalization.